

教育・保育人材の確保

保育士の量の見込み / 確保方策

前提条件

待機児童解消を目指す平成29年度末に照準を絞り、積算

保育サービス必要量40,000人分と仮定

40,000人分の保育サービスを全て保育所で提供すると仮定

- (理由) 保育士数は、配置基準から単純に算出できない。
地域型保育は新たなサービスであり、現時点で普及していないことから、1サービスごとの保育士数を算出するためのデータがない。
他の保育サービスが必ずしも保育士10割ではない一方で、保育所は保育士10割で運営されていることから、保育所の保育士配置状況を基にした必要保育士の算出人数は、実際の必要人数以上になると考えられる。

必要保育士数は、100人規模の保育所で、常勤・非常勤職員(実数)で22人必要__1と推計

- 1 出典:平成24年社会福祉施設等調査報告
調査回答のあった保育所の3か年平均の定員数は約100人
調査回答のあった保育所で保育を行う保育士の3か年平均の人数は22人

保育士退職者数は保育士離職率8.4%__2を乗じて算出

- 2 出典:平成24年社会福祉施設等調査報告

保育士養成校卒業生の保育所就職率は50.8%(平成24年、25年実績の平均)

保育士試験合格者の保育士登録率は80.4%(平成24年、25年の実績の平均)

量の見込み（保育士）

保育サービスの増加に伴う必要保育士数 8,800人

整備すべき保育サービス		1施設当り平均定員		1施設当り平均保育士数		必要保育士数
40,000人分	÷	100人	×	22人	=	8,800人

注) 保育サービス量の見込みそのものが、現時点での区市町村調査結果を基に算出したものであって、今後変動する可能性があることから、これに伴って保育士の見込み数も変動する可能性がある。

平成24年度社会福祉施設等調査報告による保育士離職率8.4%から
推計した平成29年度までの離職者数 約18,700人

待機児童解消を目指す平成29年度末までに必要な保育士数
28,000人

確保方策（保育士）

新規資格取得者のうち保育所就職者数 約14,000人(～H29年度末)

$$\begin{array}{rcl} \text{新規取得見込み数} & & \text{保育所就職率} & & \text{保育所就職者数} \\ 28,000\text{人} & \times & \text{約5割} & = & 14,000\text{人} \end{array}$$

注1) 保育所就職率は、平成24年度及び25年度における、都内保育士養成校卒業による資格取得者の保育所就職者数、都内試験合格者の保育士登録数から算出。

注2) 特例制度の活用による新規資格取得者は本試算に含めない。

既存の有資格者のうち保育所就職者数 約14,000人(～H29年度末)

注1) 離職者や潜在保育士を、資料6の取組等により確保

< H25中に新たに保育所に就職した保育士 のうち、新規資格取得者以外の保育士数 × 待機児童解消までの4年間(H27.4.1～H30.4.1) >

H26.4.1現在保育サービス利用児童数(実数)234,911人を基に積算

(算定式) H25年度中に新たに保育所に就職した保育士推計6,674人 - 新規資格取得者のうち保育所就職者推計約3,000人 = 3,674人
3,674人 × 待機児童解消までの4年間(H27.4.1～H30.4.1) 14,000人

確保する保育士数 28,000人

マッチングへの考慮や、保育サービス拡充の取組を加速化する必要があることから、資料6の取り組みに加え、更なる保育士確保策 を検討していく。

キャリアパスの仕組み、研修、就労・雇用支援(マッチング)等

幼保連携型認定こども園の保育教諭について

保育教諭とは

新たな認定こども園の教育保育・従事者として雇用された者

(要件) 本 則：幼稚園教諭免許及び保育士資格の両資格併有

経過措置：法施行後5年間に限り、幼稚園教諭又は保育士資格のいずれか一方で可

- 新たな幼保連携型認定こども園で、教育・保育に従事する職員を「保育教諭」には、幼稚園教諭免許保育士資格の両方の免許・資格を有していることが求められる。すなわち、保育教諭とは、幼保連携型認定こども園における、教育・保育に従事する者の雇用(任命)に伴う任用職種である。
- ただし、国は、経過措置として、法施行後5年間「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる特例を設けている。

なお、都においては、国の特例について、学級担任は「幼稚園教諭普通免許状」を有する者、教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、6割以上が「保育士資格」を有する常勤職員、満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は「保育士資格」を有する職員とする規定を設けている。

保育教諭の確保

前述のとおり、保育教諭の確保とは、幼稚園教諭及び保育士資格の両資格併有者の確保である。

このため国は、新たな幼保連携型認定こども園の普及を図ることを目的として、平成26年度から、改正認定こども園法施行後5年間、保育士資格、幼稚園教諭免許取得の特例制度実施する。

都は、この特例制度を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保図っていく。

保育士の幼稚園教諭取得・保有状況

取得特例制度を活用した

幼稚園教諭免許・保育士資格取得状況

- | | | | |
|---|------------------|---------|------|
| 1 | 幼稚園教諭免許を取得した保育士数 | | |
| | | 平成26年9月 | 10人 |
| 2 | 保育士資格を取得した幼稚園教諭数 | | |
| | | 平成26年4月 | 200人 |

このほか、都内保育所の常勤保育士の約7割が幼稚園教諭免許を保有(平成24年度社会福祉施設等調査報告)

幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有し、実務経験のある方へ
幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度があります

平成27年度から施行予定の新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のため、平成31年度末(予定)まで、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件の特例が設けられます。

特例制度を利用できる方

のいずれにも該当する方です。

幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかをお持ちの方

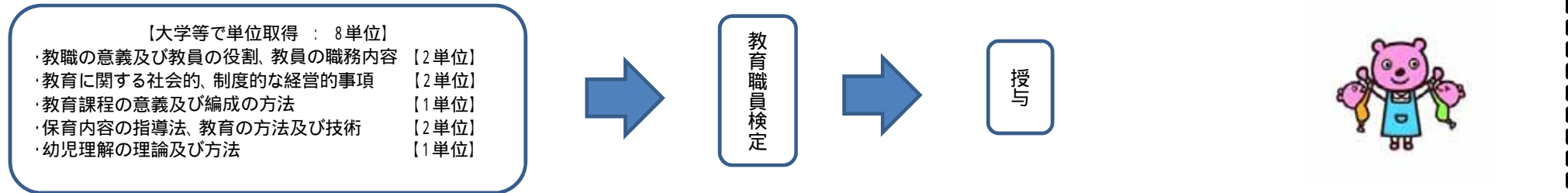
右記の施設で幼稚園教諭又は保育士として、「3年かつ4320時間以上の勤務経験」がある方

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
- ・幼稚園(特別支援学校の幼稚部含む)、保育所
- ・「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設(一部対象外)等

大学等における単位取得や手続き

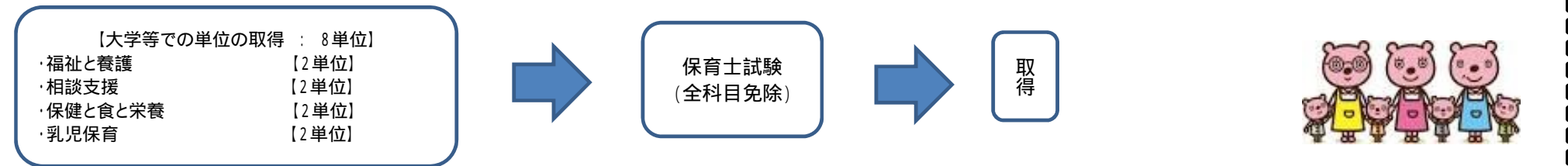
<保育士が「幼稚園教諭免許状」を取得する場合>

大学で以下の単位(合計8単位)を修得し、各都道府県教育委員会における教育職員検定を経て、幼稚園教諭免許状(学士を学位有する場合は一種、短期大学士・専門学校卒業等の場合は二種)が授与されます。(通常、1種の場合は59単位、2種の場合は39単位の修得が必要。)



<幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合>

大学等(指定保育士養成施設)で以下の単位(8単位)を修得し、保育士試験(試験は全科目免除)を経て、保育士資格が取得できます。(通常、幼稚園教諭免許状を有する者は、34単位の修得が必要。)



お問合せ先

幼稚園教諭免許状を有し、実務経験のある方が保育士資格を取得したい場合

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課

TEL(ダイヤルイン): 03-5320-4130

URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shikaku/index.html>

保育士資格を有し、実務経験のある方が幼稚園教諭免許状を取得したい場合

東京都教育庁 人事部 選考課 免許係

TEL(ダイヤルイン): 03-5320-6788

URL: http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/menkyo/kentei_07.htm